

平成 26 年 7 月 2 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 課税処分取消等請求控訴事件（原審・さいたま地方
裁判所平成●●年（○○）第●●号）

口頭弁論終結日 平成 26 年 4 月 30 日

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
処分行政庁	川越税務署長
被控訴人	Y 市

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 川越税務署長が平成 24 年 8 月 24 日付けで控訴人に対して行った平成 19 年分、平成 22 年分及び平成 23 年分の所得税の各決定処分並びに平成 22 年分及び平成 23 年分の無申告加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- 3 被控訴人国は、控訴人に対し、2556 万 2600 円を支払え。
- 4 被控訴人国は、控訴人に対し、300 万円を支払え。
- 5 被控訴人 Y 市は、控訴人に対し、200 万円を支払え。

第 2 事案の概要

- 1 川越税務署長は、控訴人に対し、平成 24 年 8 月 24 日付けで、平成 19 年、

平成２２年、平成２３年の各期間の所得税の納付すべき税額を平成１９年分は２万７８００円、平成２２年分は１５７万３５００円、平成２３年分は１９２万４３２００円とする決定処分（以下「本件決定処分」という。）及び、上記各期間の無申告加算税額を、平成２２年度は２８万９０００円、平成２３年度は３８２万３０００円とする決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件決定処分と併せて「本件決定処分等」という。）をした。

川越税務署徴収職員は、平成２４年１０月１８日、控訴人の株式会社Ａ（以下「Ａ」という。）に対する証拠金返還請求権を差し押えて、川越税務署長は、同月１９日、上記債権２５７４万５１１５円を取り立て、このうち２５５６万２６００円について、本件決定処分等に係る所得税、無申告加算税及び延滞税（以下「本件滞納国税」という。）に充当した。

控訴人は、同月２３日、本件決定処分等を不服として、異議申立てをしたが、川越税務署長は、同年１２月１４日付けで同異議申立てを棄却した。

控訴人は、同月２１日、国税不服審判所長に対し、本件決定処分等を不服として審査請求をしたが、平成２５年３月２０日を経過しても、裁決がされず、控訴人は、同月２１日、本件訴訟を提起した。

本件は、控訴人が、本件決定処分等が違法であると主張して、被控訴人国に対し、本件決定処分等の取消しを求めるとともに、不当利得に基づく返還請求として、上記２５５６万２６００円の支払、国家賠償法１条１項に基づく損害賠償として、慰謝料３００万円の支払をそれぞれ求め、本件各決定処分は被控訴人Ｙ市から提供された資料をもとにされたなどと主張して、被控訴人Ｙ市に対し、国家賠償法１条１項に基づく損害賠償として、慰謝料２００万円の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却して、控訴人が控訴した。

- ２ 法令等の定め、前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第２ 事案の

概要」 1 ないし 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決 5 頁 2 5 行目末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「(5) 平成 23 年 6 月 30 日法律第 82 号改正前の租税特別措置法

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第 41 条の 14 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、
次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第 22 条及び第 89 条並びに第 165 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第 4 号の規定により読み替えられた同法第 72 条から第 87 条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 15 に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

一 平成 13 年 4 月 1 日以後に行う商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 2 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引

(同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。)で同項に規定する先物取引に該当するもの(同条第9項に規定する商品市場において行われる同条第10項第1号ホに掲げる取引を含む。以下この号において「商品先物取引」という。)

当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

二 金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもので政令で定めるものに限る。以下この号において「金融商品先物取引等」という。)

当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

三 金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で同条第16項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第22項第4号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。)の取得

平成22年1月1日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡(同条第9項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。)

2項以下(省略)

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第41条の15 確定申告書(第5項において準用する所得税法第123条第1項(同法第166条において準用する場合を含む。))

の規定による申告書を含む。以下この項及び第3項において同じ。)を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前3年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、前条第1項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2項以下(省略)

- (6) 平成23年6月30日法律第82号改正後の租税特別措置法41条の14第1項2号

二 金融商品先物取引等(金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに掲げる取引(同号に掲げる取引にあつては、同項第4号から第6号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち政令で定めるもの又は同条第22項第1号から第4号までに掲げる取引(同項第3号に掲げる取引にあつては、同項第5号から第7号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。))で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。以下この号において同じ。)

当該金融商品先物取引等の決済(当該金融商品先物取引等に係る同条第24項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。)

- (7) 平成23年6月30日法律第82号の改正附則

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第43条 新租税特別措置法第41条の14及び第41条の15の規定は、新租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成24年1月1日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。」

(2) 同6頁2・3行目の「以下「A」という。」を「A」と改める。

(3) 同9頁14行目末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「仮に上記主張が採用されないとしても、平成23年6月30日法律第82号による改正により、FX税制につき、悪法である相対取引タイプが廃止となり、合理性を有する取引所タイプが普及したことからすれば、控訴人の本件FX取引に対する課税については、取引所タイプの課税方式に変更すべきである。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決11頁15行目の「FX取引口座」を「本件FX取引口座」と改める。
- (2) 同11頁22行目、同頁25行目、同13頁8行目、同頁10行目、同頁17行目、同頁19行目の各「いえる」をいずれも「認められる」と改める。

(3) 同 1 3 頁 1 9 行目末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「(4) これに対し、控訴人は、平成 2 3 年 6 月 3 0 日法律第 8 2 号による改正により、F X 税制につき、悪法である相対取引タイプが廃止となり、合理性を有する取引所タイプが普及したことからすれば、控訴人の本件 F X 取引につき、取引所タイプの課税方式に変更すべきであると主張して、控訴人の本件 F X 取引に租税特別措置法 4 1 条の 1 5 第 1 項が適用されるのであるから、3 年間の損失の繰越控除等を認めるべきである旨を主張するようである。

しかし、租税特別措置法 4 1 条の 1 5 第 1 項の規定が適用されるのは、確定申告書を提出する居住者であるが、控訴人が確定申告書を法定期限までに提出していないことは、前記第 2 の 2 判示のとおりである上、平成 2 3 年 6 月 3 0 日法律第 8 2 号の改正附則 4 3 条は、同改正後の租税特別措置法 4 1 条の 1 4、同条の 1 5 は、平成 2 4 年 1 月 1 日以後に行うものについて適用し、同日前に行ったものについては、なお従前の例による旨を規定しており、同日前の取引には、上記改正前の租税特別措置法 4 1 条の 1 4、同条の 1 5 が適用されるところ、本件 F X 取引は、同日前の取引であることは前記第 2 の 2 判示のとおりであって、上記改正前の租税特別措置法 4 1 条の 1 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないのであるから、上記改正前の租税特別措置法 4 1 条の 1 5 第 1 項又は上記改正後の同条の 1 5 第 1 項をいずれも適用することができないのである。

控訴人の主張は採用できない。」

(4) 同 1 3 頁 2 2 行目の「適法といえ」を「適法と認められ」と改める。

(5) 同 1 4 頁 3 行目の「いえる」を「認められる」と改める。

(6) 同 1 4 頁 5 ・ 6 行目の「ことについて」を「ことは、租税特別措置法等において規定されており、同法は公布されているところ、更にこれについ

て」と改める。

(7) 同 1 4 頁 9 行目の「いえず」を「認められず」と改める。

(8) 同 1 4 頁 1 2 ・ 1 3 行目の「被告 Y 市役所」を「被控訴人 Y 市」と改める。

(9) 同 1 4 頁 1 5 行目の「いえず」を「認められず」と改める。

2 よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 大竹 たかし

裁判官 山本 剛史

裁判官 田中 寛明